

行政書士はあなたの街の
頼れる法律家です



行政書士

にお気軽にご相談下さい。

まことに
相談
!!



マスコットキャラクター
たくまくん



真心と信頼のネットワーク

北海道行政書士会



こんな仕事をしています!



許可・認可・更新申請

委託を受けて産業廃棄物を処理する場合は「産業廃棄物処理業」許可、ラウンジやクラブ、パチンコ店、マージャン店等を開業する場合は「風俗営業」許可が必要です。行政書士は、許可申請の要否やその施設が法令に基づく基準を満たしているかどうかを確認し、許可申請手続や届出等を行います。



- 産業廃棄物収集運搬業許可申請
- 宅地建物取引業免許申請
- 旅館業営業許可申請
- 簡易宿所営業許可申請（民泊）
- 指定障がい福祉サービス事業者等指定申請
- 風俗営業申請
- 古物商許可申請
- 無人航空機登録申請（ドローン）
- その他各種許認可申請



法人設立

株式会社、NPO法人、医療法人、学校法人、組合等、法人の設立手続きと、その代理及び事業運営のお手伝いを行います。



- 株式会社、合同会社等
- 医療法人、宗教法人、学校法人
- 一般社団・財団法人、NPO法人
- 農業法人（農事組合法人、農地所有適格法人）
- 各種協同組合
- 電子定款作成



経営支援

会計記帳業務、議事録作成、融資申し込み、著作権登録等を通じて、中小企業、個人事業等の経営効率改善の支援をいたします。

また、事業を行うにあたって核となる事業計画書の作成や、後継者への円滑な事業の承継支援により、企業の継続的な経営のお手伝いをいたします。



- 記帳代行、決算書類作成
- 事業計画書等作成
- 事業承継
- 融資申請、補助金申請
- 議事録作成
- 知的資産経営（著作権等）



国際業務

外国人が日本で暮らしたい、働きたい、結婚や帰化したい、会社で外国人を雇用するために招へいしたい等、出入国在留管理局へ提出する様々な書類の作成を行います。

また、在留資格認定証明書交付申請やパスポートの申請代行なども行います。

- 在留資格認定証明書交付申請
- 在留期間更新許可申請
- 在留資格変更許可申請

- 涉外相続
- 永住許可申請
- 帰化許可申請



民事

土地・建物などの賃貸借や売買、金銭の消費貸借などの契約書類や内容証明郵便の作成、重要文書の公正証書化のお手伝いを行います。



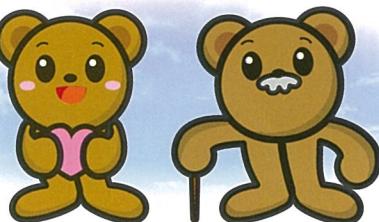
- 売買契約書、贈与契約書
- 公正証書作成支援
(任意後見契約、死後事務委任契約、離婚協議書等)
- 内容証明書作成
- 民事信託契約書



相続・遺言

遺言書作成の支援、遺産相続において遺産分割協議書等の作成、相続財産の調査もお引き受けし、各種書類の作成や手続きも行います。

- 相続人確定戸籍調査
- 相続関係説明図作成
- 法定相続情報一覧図作成
- 財産目録作成
- 相続土地国庫帰属制度における申請書等の作成代行



- 遺産分割協議書作成
- 預貯金の解約手続き
- 遺言書作成支援

ここに掲載した業務は行政書士の業務の一例です。

※行政書士以外の者が、行政書士業務を行うと、法律により厳しく処罰されることがあります。



建設業関係

建設業を営む場合、都道府県知事等の許可が必要になることがあります。行政書士は、建設業許可の要否や許可条件を満たしているか否かの判断をし、必要な書類を作成および代理申請を行います。また、建設業に関連する各種申請や届出を行います。



- 建設業許可申請
- 建設業決算報告書
- 経営状況分析申請、経営規模等評価申請（経審）
- 競争入札参加資格申請



運輸・自動車関係

自動車を買い替えたり、引っ越しや相続により、車のナンバー変更や名義変更をする場合は、車庫証明・自動車登録手続きが必要になります。



- 車庫証明
- 自動車登録申請（車の名義変更）
- 一般貨物自動車運送事業
(青ナンバートラックの申請)

- 一般旅客自動車運送事業
(バス・タクシーの申請)
- 貨物軽自動車運送事業（軽ナンバーの申請）
- 特殊車両通行許可申請
(農耕トラクタの特車申請等)



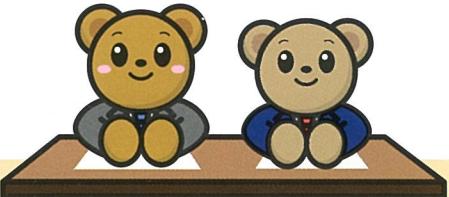
農 地

農地を農地以外のものにする場合（畑に家を建てる・駐車場にするなど）には農地の転用手手続きが必要になります。また、農地の売買で名義が変わる場合には、農業委員会の許可が必要になり、農地の相続が発生した場合には、農業委員会への届出が必要になります。

- 農地の名義変更、転用手手続き
- 現況証明願
- 国土利用法土地売買届



北海道行政書士会の 主な取り組みについて



空家及び所有者不明土地対策

全国的に問題が顕在化している空家及び所有者不明土地問題に対して、夕張市、釧路市、小樽市をはじめとする道内各自治体、不動産関係団体、国や北海道の関係機関や協議会等と積極的に連携して取り組んでいます。

申請取次行政書士

「申請取次行政書士」は、外国人配偶者の複雑な入管事務手続きや在留申請を、本人に代わって申請することができます。申請人本人は出入国在留管理局への出頭が免除されます。

外国人や自治体の相談支援

外国人サポートセンターの設置、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）への協力等を通じて、外国人や各自治体の窓口からの様々な相談に対応しています。

著作権相談員

著作権相談員とは、著作権制度の普及と発展をはかる目的で文化庁の協力を得て行われる著作権に関する研修会に参加し、効果測定（試験）に合格し、著作権相談員名簿に掲載された者を指します。

特定行政書士

特定行政書士は行政書士が作成した申請に係る不許可処分等に対する不服申し立て手続きの代理業務が行えます。

行政書士会北海道ADRセンター

行政書士会北海道ADRセンターは「札幌管内」の外国人の職場環境、教育環境に関するトラブル、居住用建物の賃貸借契約に係る敷金返還紛争などの問題が発生したとき、調停人が同席し自主的な話し合いで和解の合意を目指します。

法教育支援事業

近年、インターネットやそれを閲覧するための環境の急速な普及・拡大に伴い、青少年や若年層にも契約や著作権、サイバー犯罪を巡るトラブルに巻き込まれるケースが増えており、児童・生徒等の学生らが市民生活を送る中で、法律に触れ、学び、考える場として、また、行政書士の業務が、いかに一般の人々の日常生活に深く関わるものであるかの理解を深めてもらうための良い機会として、法教育活動に取り組んでまいります。

一般社団法人 北海道成年後見支援センター

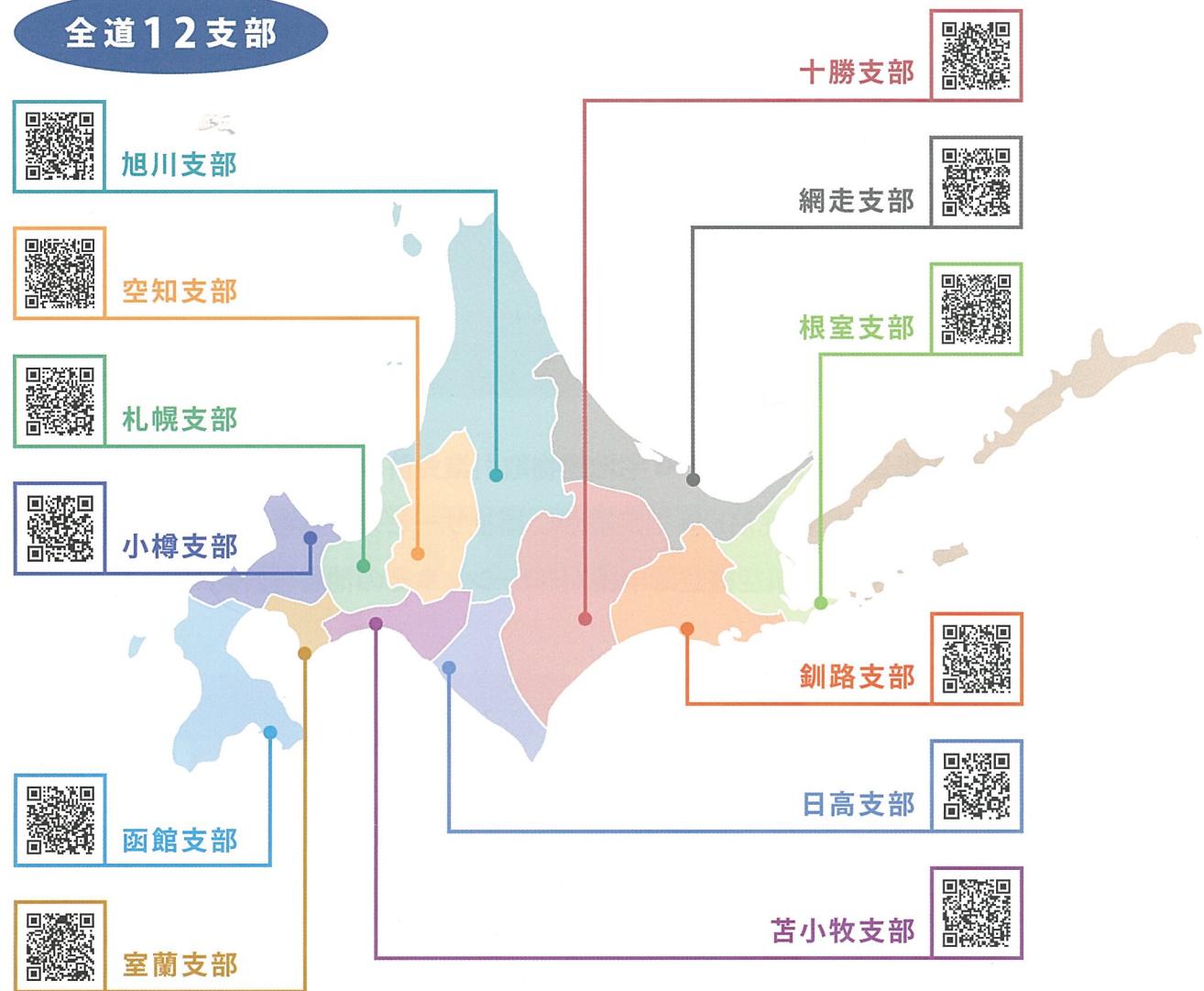
一般社団法人 北海道成年後見支援センターは、平成21年7月に北海道行政書士会の個人会員を構成員として設立しました。高齢者等の成年後見制度について、ご相談を承っております。

北海道行政書士会は「暴力団等排除対策協議会」を設置しています

北海道警察本部・公益財団法人北海道暴力追放センターのご協力の下、暴力団等に届しない業務環境を構築しています。

進化する 北海道の行政書士たち

全道12支部



北海道行政書士会

tel. 011-221-1221 fax. 011-281-4138

〒060-0001
札幌市中央区北1条西10丁目1番6
北海道行政書士会館
E-mail gyosei@mrd.biglobe.ne.jp
URL <https://www.do-gyosei.or.jp>

関連団体 | 一般社団法人 北海道成年後見支援センター tel. 011-210-0650 fax. 011-281-4138
〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館内 URL <http://www.do-koken.org/>

～ 詳しくは、最寄りの行政書士におたずね下さい。～